

広島市女性消防団員連絡会議設置要綱

平成21年1月1日制定

令和5年6月9日一部改正

(目的)

第1条 広島市消防団事務局女性消防隊設置要綱に基づき設置された、各消防団事務局女性消防隊の相互の連携を深め、女性消防団員の活動について協議するため、広島市女性消防団員連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議は、各消防団事務局の女性消防隊長をもって組織する。

2 連絡会議には、座長を置き、座長は、各団もちまわりとする。

なお、女性消防隊長が欠席する場合は、女性消防隊長以外の女性団員を出席させることができる。

(連絡会議の開催)

第3条 連絡会議は、年1回以上開催するものとする。

2 連絡会議は、座長が招集し、議事運営する。

(協議事項)

第4条 連絡会議においては、次の事項について協議するものとする。

- (1) 女性消防隊相互の連絡調整に関する事項
- (2) 女性消防隊の活動分野に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(連絡会議の庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、消防局消防団室で行うものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

1 この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

2 この要領は、令和5年6月9日から施行する。